コンビにプラン販売マニュアルを基に作成（2025年1月版）

契約条件

※クレジット・リースの取扱販売店とコンビにプランの取扱代理店は必ず同一

保険契約者	トヨタファイナンス㈱
記名被保険者	クレジット・リース契約者（車両購入者） 個人・法人(ノンフリート)
保険種類	タフ・クルマの保険(個人総合自動車保険) タフビズ事業用自動車総合保険(一般総合自動車保険) ※フリート契約・明細付契約は対象外
保険期間	お車のクレジット・リース支払期間内かつ2～5年
車両所有者	車両被保険者：車検証記載の車両所有者 （通常、販売店の名義となる） ※申込書作成時、所有権留保にチェック必要
払込方法	毎月2日払　定額の払込み(17日払は対象外) クレジット・リース支払金と合算でお引落とし (ボーナス併用不可)
多数割引	記名被保険者を契約者とみなして判定
対象自動車	トヨタファイナンス（株）が取扱うクレジット・リース商品により購入・リースされた自動車（新車・中古車をとわない） ※つながるコンビにの場合は対象車種に限定
保険料通知	基本保険料　：トヨタファイナンス 「お支払金一覧」発行 運転分保険料：あいおいニッセイ同和損保より 専用アプリ・専用サイトで毎月通知
保険始期日	〈新規〉＝納車日（リース契約は納車日またはリース期間初日） 〈継続〉＝前契約の満期日（クレジット期間内継続）

代理人手続き

保険申込手続きのみ代理人手続き可能

※ＴＦＣ審査申込・割賦契約書・加入契約依頼書・過入金時の振込先指定書の手続きは不可

保険料の初回払込日

初回払込日は始期日（納車日）に応じ、以下の通り設定

始期日（納車日）	初回払込日	運転分保険料
N月 1・2日	N＋1月　2日	N＋3月　2日
N月 3日以降	N＋2月　2日	

代理店システム（Ｊ－PASS)入力時の注意点

J-PASS 審査申込時に初回支払月を正しく入

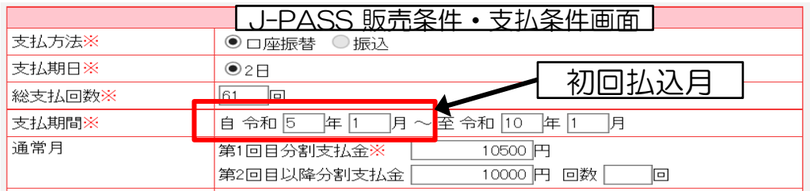

J-PASS 制度商品選択を正しく入力

	J-PASS制度商品選択画面
コンビに	あいおいニッセイ同和(タフ/タフビズコンビに)
つながるコンビに	あいおいニッセイ同和(タフ/タフビズつながるコンビに)

※保険契約とJ-PASS与信取得時の制度商品が異なる場合
両方の取消再計上処理が必要となる

加入依頼書ペーパレス手続き

販売マニュアル P.12~

①商品説明を実施後、保険見積り作成のうえ提案実施

②クレジット・リースを一旦「保険なし」で与信取得
※④で「変更再申込」を行い保険ありで与信再取得

③DLWebオンラインにて保険申込書PDFデータを加入契約依頼書区分「ペーパレス手続き」で作成

〈連携Ⅰ〉 保険申込情報をJ-PASSへ連携
保険申込書のPDF表示を閉じ、次画面選択画面の**割賦WEB連携**を押下

④ J-PASSで、変更再申込みにより、「保険あり」へ変更
連携ⅠでDLWebオンラインから送信した保険申込書データが表示されるため対象の案件を選択（コンビにプランの保険料が反映していることを確認）

〈連携Ⅱ〉 J-PASSからの損保オンライン連携
「損保オンライン連携」を押下　J-PASSからDLWebオンラインへ、J-PASS与信取得済データ （保険・割賦承認番号）が連携

⑤ DLWebオンラインで保険承認番号・割賦承認番号が反映されているか確認後、**かんたんモード用印刷連番**を採番
※印刷連番を採番せずに終了すると、連携されてきたJ-PASS与信取得済データが保存されない

〈連携Ⅲ〉 コンビに加入契約書データをJ-PASSへ連携
かんたんモード手続きを開始（連携Ⅱで新たに採番した印刷連番より手続き）
加入契約手続き完了後、お申込み完了画面の加入手続き完了を押下
※ボタンを押下しないと「終了する」ボタンは活性化されない
加入契約書データがJ-PASSへ送信されるので、J-PASSのデータ受け取り完了を確認して「とじる」ボタンを押下

⑥電子契約手続き済契約書をトヨタファイナンスへ送信

加入依頼書帳票ID

トヨタ	コンビに	21504169
	つながるコンビに	21522087
レクサス	ローン一体型	21502161
	ローン一体型 〈G-Link連動自動車保険用〉	21524085

他社解約新規コンビにプラン契約時の注意点

販売マニュアル P.24

前契約解約日　＝ **納車日** ＝ 保険始期日

保険始期日と前契約の解約日が同一日とならなかった場合
コンビにプランに加入いただけません。

〈前契約解約手続き忘れによるコンビにプラン契約不可の場合〉
→割賦契約の取消・ファイナンスへコンビにプランの取消申請書提出
→コンビにプラン以外の払込方法での再契約となる

クレジット期間内継続

販売マニュアル P.58~

J-PASS 制度商品選択を正しく入力

	J-PASS制度商品選択画面
期間内継続	あいおいニッセイ同和(タフ/タフビズコンビに)

〈クレジット期間内継続条件〉

①現在の契約払込み終了時点でクレジット・リースの残支払回数が24回以上※再リースの場合は新たに締結したリース契約の支払い回数
【残価設定型】再分割の支払い回数が24回以上

② ①のクレジット・リースの支払期間内かつ2～5年で保険期間設定

③現在の契約の満期日＝継続契約の始期日
※始期日を遅らせることは不可

④現在の契約のお車＝継続契約のお車

⑤トヨタファイナンスが承認かつ承認後、現在の契約を最終回支払日まで払込み

⑥クレジット・リースと保険（継続契約）の取扱販売店が原則同一
※継続前後の保険会社が同一である必要はなし

⑦申込可能期間に申込みを行うこと
＜申込可能期間＞
現在の契約の 最終払込日の3か月前～満期日の前日
※満期日以降（満期日当日含む）申込不可
【残価設定型】現在の契約の最終払込日の3か月前～2か月前
※申込期間を過ぎた申込不可

⑧上記⑦の申込可能期間の最終日までにトヨタファイナンスの与信承認を取得

契約内容変更の手続き

販売マニュアル P.38~

※Ｎ月＝作成月

DLWebオンラインで変更届出書を作成する場合、変更開始月は自動設定される

〈変更開始月〉

操作日の属する月	自動設定される変更開始月
N月	N＋２月

＜変更届出書機械作成不可条件＞ ※試算は可能

作成日が

変更(解約）日が操作日より1か月以上先日付の場合

解約・一括繰上日が翌月の17日以降

〈変更後の新保険料のお客さまへ請求・口座請求停止月〉

トヨタファイナンスによる新保険料請求開始月は変更届出書の計上月によって設定

計上月	トヨタファイナンスへのデータ連携	新保険料の請求開始月	解約残保険料一括口座請求停止月
N月	N＋１月	N＋２月	N＋2月

遅れ計上の場合

販売マニュアル P.40~

前月作成した変更届出書を自動設定の内容のまま翌月計上した場合、保険料差額が発生する

追徴の場合：手集金（ダイレクト払いによる払い込みが可能）
返戻の場合：コンビにプラン専用「返れい先振込先指定書」の取付が必要

＜対応策＞

変更開始月を「N＋３ 月」に修正

※修正により「確認エラー」⇒ 作成を続行

解約・残保険料一括精算時の過入金返れい

解約または残保険料一括精算の計上遅れによる過入金は

あいおいニッセイ同和損保からお客さまに返れい

※コンビにプラン専用「返れい保険料振込先指定書」の取付け必要

車両入替

販売マニュアル P.47~

〈「再クレジット時車両入替」の条件〉

①販売店さまにて新しいお車の購入に トヨタクレジット・リースを利用しそのクレジット・リースをトヨタファイナンスが承認すること

②旧クレジット契約が完済される前・旧リース契約が解約される前に新クレジット・リースが承認（割賦承認番号を取得）されていること

③新クレジット・リース契約申込み時「保険あり(車両入替)」 が選択されていること

④新しいお車の新クレジット・リース契約の最終回支払日以前に「コンビにプラン」の最終回払込日があること

⑤入替前後の「クレジット・リース契約者」と「記名被保険者」が同一であること

⑥旧クレジット契約を完済・旧リース契約を解約すること

⑦「車両入替日（変更日）」=「代替車両の納車日」であること

⑧自動車保険の車両入替規定を満たすこと

〈手続き時注意点〉

車両分	J-PASS制度商品選択画面 保険付選択欄にて「3.保険あり（車両入替）」を選択し承認番号取得
保険分	車両入替の契約内容変更届出書を作成・計上 ・新クレジット・リースの承認番号を「割賦承認番号」欄に入力

つながるコンビに 車両入替手続き

販売マニュアル P.73~

車両入替時確認シートの提出必要

※つながる対象外のお車に入替の場合、中途更改処理必要

記名被保険者変更

販売マニュアル P.26~,P86

記名被保険者の変更は原則不可

残保険料一括精算の手続きを行い、トヨタファイナンスからお客さまに名義変更することにより変更が可能

※２段階の契約内容変更が必要

①残一括精算手続き

トヨタファイナンスからＡさんへの名義変更（コンビにプランとして手続き）

②名義変更手続き

ＡさんからＢさんへの名義変更（一般契約として手続き）

〈被保険者死亡の場合〉

保険期間中に被保険者が死亡した場合、上記残保険料一括精算での名義変更または解約の手続きが必要

残保険料一括精算が必要となるケース

販売マニュアル P.28,P84~

・記名被保険者変更

・クレジット契約の早期完済・リース契約の解約

つながるコンビに解約・残保険料一括精算手続き

・解約試算開始日＝**解約日の翌日**

《DLWebオンラインで未払い運転分保険料を算出できないケース》

・解約日当日の場合

1.解約日翌日以降変更届出書作成の上お手続き

2.「解約・変更お手続きに関する確認書」にて手続き

※署名を取り付けた確認書は変更届出書へ添付必要

3.解約時保険料について後日連絡となる旨ご案内する

・不可エラー（A2H83)の場合 つながるデスクへ試算依頼必要

１．スタッフより”つながる専用解約・変更依頼書“をFAX
(03-3299-8357) 受付時間 10:00～19:00
＊電話での依頼も可能（0120-373-538）

２．タフ・つながるヘルプデスクからの回答をToDoにて受領

３．代理店にて変更届出書作成し、お客さまと解約のお手続き
解約時保険料の追徴・返還、取付書類を保険会社へ提出

つながるコンビに訴求変更（運転分保険料の個別算出が必要なケース）

・変更計上が満期月翌月以降で、契約の遡及変更（始期日変更を含む）により、すでにオンライン反映済の運転分保険料の単価が変更となる場合、課支社へ試算依頼が必要